

【参考事例】児童少年相談センター中心型

福岡県水巻町の児童虐待防止ネットワーク[いきいき子どもネット]

1. 水巻町の概要

- 1) 人口 : 31,482 人 (平成 16 年 3 月末日現在)
- 2) 出生数 (率) : 250 人 (7.9) (平成 15 年)
- 3) 0 歳から 18 歳までの児童数 : (平成 16 年 10 月 1 日現在)

| | |
|-----------|---------|
| 0 ~ 4 歳 | 1,187 人 |
| 5 ~ 9 歳 | 1,433 人 |
| 10 ~ 14 歳 | 1,636 人 |
| 15 ~ 19 歳 | 1,935 人 |
- 4) 町の特徴 : 北九州市の西側に隣接した旧産炭地の町。北九州市のベッドタウンとして街づくりを進めているが生活保護世帯や母子家庭が多い。一方、田んぼがあつたり、新興住宅地があつたり、静かな町であるが住民の質はさまざまである。

2. 町立児童少年相談センターの設立

不登校対策や、若い世代の子育て支援が大きな課題となっており、町民の子どもへの関心が高い。また議員より子育て支援や不登校問題などをバラバラに行うのではなく一括して対応できる機関の設置の要望が出され、教育委員会生涯学習課に平成 13 (2001) 年 4 月「水巻町児童少年相談センター」が独立の施設として設置された。

相談センターは、0 歳から 19 歳までの児童を対象とし、児童虐待防止に関する業務、いじめ、不登校、引きこもり、非行防止に関する業務、その他青少年の健全育成に関する業務を行っている。

また、相談センターには相談機能、ネットワーク機能、居場所機能があり、平成 16 年 4 月に新築後愛称を「ほっとステーション」としてそれぞれの機能を充実している。

相談センターの職員構成は、カウンセラー資格を持つ町職員、ソーシャルワーカーなどの相談経験豊富な女性嘱託相談員、教員資格を持つ男性嘱託相談員、事務を補佐する臨時職員の 4 名体制で相談にあたっている。

3. 水巻町のネットワークの特徴

町の教育委員会生涯学習課に所属し、日程の調整や関係機関との連絡など事務局の役割を児童少年相談センターが担っている。また、幼稚園や小学校、中学校との日常的な連携がとれており、児童虐待の早期発見、早期対策に寄与している。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

関係機関の代表者が集まる「いきいき子どもネット」を年 2 ~ 4 回開催し、町内の子ども達の状況を理解してもらう。このいきいき子どもネットの下部組織として、

中学校区協議会や保育所幼稚園連絡会議などの実務者会議や、具体的な事例に対応する事例検討会議などを設置している。

中学校区協議会では、中学校と校区内の小学校が参加する年2回の協議会を行い、家族情報や友人関係などについて実名での情報交換を行っている。

2) 構成

保健医療機関、教育関係機関、福祉関係機関、司法関係機関、議会行政機関、その他民生児童委員協議会など子どもに関わる機関をほぼ網羅し、32名の委員で構成されている。

3) 活動内容

イ、児童相談所との関係

必要に応じて事例検討会に参加を要請する。検討会後の役割分担として、日常的な家庭訪問、家族との面接などはセンターの相談員が行うことが多い。

地域の関係機関からセンターに相談を持ちかけた事例のうち、児童虐待の恐れどセンターとして判断に迷う場合は、児童相談所の参加のもと関係機関会議を開催し緊急性の判断を行うほか、見守りや訪問などの役割分担を行っている。

また、関係機関に対して見守りなどの状況について適時確認を行っている。

ロ、保健師との関係

相談事例があった場合、保健師に家族関係、予防接種の状況などの情報を確認、共有化したり、虐待にかかるリスクの程度等について協議している。

5. ネットワークの効果

- 1) 水巻町における0～19歳までの子どもの問題、課題などについて同時に研修でき、子どもに関わる機関の役割の理解と事例の共有化ができる。また、センターの具体的な機能と活動についての理解が深まる。
- 2) 相談センターが連絡調整を行うことで、迅速に会議を開催できるようになり、事例を提出した機関の事務的な負担が軽減できている。
- 3) 守秘義務の範囲内で事例に関する情報を交換することで、支援の方向が共有でき、関係機関で連絡を取りながら、協働して日常的に事例へのアプローチができるようになる。

水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例

(目的)

第1条 この条例は、未成年者にかかる虐待、いじめ、不登校、引きこもり及び非行等を防止し、その健全な育成を図るために水巻町児童少年相談センターを設置し、あわせて運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水巻町児童少年相談センター（以下「相談センター」という。）

位置 福岡県遠賀郡水巻町古賀二丁目5番8号

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| (1) 未成年者 | 民法（明治29年法律第89号）に規定する20歳未満の者をいう。 |
| (2) 児童虐待 | 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。 |

(業務内容)

第4条 相談センターは次に掲げる業務を行うものとする。

- | |
|-------------------|
| (1) 児童虐待の防止に関する業務 |
|-------------------|
- イ 児童虐待にかかる相談、紹介等に関すること。
- ロ 児童虐待及び児童虐待に陥ると思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。

ハ 関係機関との連携による児童虐待の早期発見、早期対策のための支援及び援助に関すること。

ニ 啓発等に関すること。

(2) いじめ、不登校、引きこもり、非行等の防止に関する業務

イ 補導及び相談に関すること。

ロ 調査、研究及び資料の収集に関すること。

ハ 関係機関、団体等との連携及び協力に関すること。

ニ 水巻町青少年問題協議会に関すること。

ホ その他未成年者の健全育成に関すること。

(子どもネットの設置)

第 5 条 第 4 条の規定による業務を円滑に実施するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、相談センターに水巻町いきいき子どもネット（以下「子どもネット」という。）を設置する。

2 子どもネットは、35 名以内の委員をもって組織する。

3 子どもネットの委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 保健・医療関係の代表者

(2) 教育関係機関の代表者

(3) 福祉関係機関の代表者

(4) 司法関係機関の代表者

(5) 議会・行政職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

4 子どもネットに、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、子どもネットを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 子どもネットの会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第9条 子どもネットの事務局は、相談センターに置く。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）により支給する。

(職員)

第11条 相談センターに所長その他必要な職員を置く。

(職務)

第12条 所長は、相談センターの業務を統括し、職員を指揮監督する。

(個人情報の保護)

第 13 条 町長及び教育委員会は、関係機関と連携して行う事務については、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 町長及び教育委員会から情報の提供を受けた関係機関は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた情報は、この条例の趣旨に基づき利用し、それ以外の目的のために利用しないこと。
- (2) 提供を受けた情報に係る漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 提供を受けた情報は、提供を受けた目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに廃棄すること。

3 職員及び関係機関の職員は、職務上知り得た事項について秘密を保持し、業務にかかる関係者以外のものにこれを漏らしてはならない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

水巻町いきいき子どもネット運営規則

(目的)

第1条 この規則は水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）第5条に規定する水巻町いきいき子どもネットの運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 水巻町いきいき子どもネット（以下「子どもネット」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び児童虐待に陥ると思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- (2) 未成年者の健全育成のための関係機関との連携による、児童虐待等の早期発見・早期対策のための支援及び援助に関すること。
- (3) 町民の意識向上を図るための啓発に関すること。

(委員)

第3条 条例第5条第3項に規定する各機関等の代表者とは、次のものをいう。

- (1) 保健・医療関係の代表者
 - イ 医師 1名
- (2) 教育関係機関の代表者
 - イ 町内の各小・中学校の校長または教諭 4名
 - ロ 町内の各幼稚園の園長または教諭 3名
- (3) 福祉関係機関の代表者
 - イ 児童相談所の職員 1名
 - ロ 保健福祉環境事務所の職員 1名
 - ハ 町内私立保育所の園長又は保育士 3名
- (4) 司法関係機関の代表者
 - イ 保護司 1名
 - ロ 弁護士 1名
 - ハ 警察官 1名
- (5) 議会・行政職員
 - イ 水巻町議会 3名
 - ロ 健康福祉課長
 - ハ 生涯学習課長
 - ニ いきいきほーる保健師 1名

(6) その他教育委員会が必要と認める者

| | |
|----------------|----|
| イ 区長 | 1名 |
| ロ 公民館長 | 1名 |
| ハ 民生児童委員協議会委員 | 1名 |
| ニ 社会教育委員 | 1名 |
| ホ 主任児童委員 | 3名 |
| ヘ 青少年問題協議会委員 | 1名 |
| ト 小・中学校 PTA 委員 | 2名 |

(会議)

第4条 子どもネットは、第2条の業務の目的を達成するために、次の会議を設置する。

- (1) 地域連絡会議（未成年者の現況に対する認識を深めるための研修の実施及び情報交換を行う）
- (2) 事例検討会議（具体的な事例の迅速な対応及び関係機関との連絡調整を図る）

(秘密の保持)

第5条 子どもネットの委員は、会議において知り得た事項について、秘密を厳守し、これを他に漏らしてはならない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の水巻いきいき子どもネット運営規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

【参考事例】

静岡県韮山町の児童虐待防止ネットワーク（社会福祉協議会が主体として実施している事例）

1. 韮山町の概要

- 1) 人口：19,686人（平成16年7月現在）
- 2) 出生数(率)：174人(8.85)（平成14年）
- 3) 0歳から18歳までの児童数（平成12年）

| | |
|--------|--------|
| 0～4歳 | 907人 |
| 5～9歳 | 956人 |
| 10～14歳 | 1,003人 |
| 15～19歳 | 1,059人 |
- 4) 町の特徴：静岡県伊豆半島の北部に位置し、歴史が古く、史跡が多く存在する。主な産業はいちごをはじめとする施設園芸が盛んな土地。大家族が多く、近郊の三島市や沼津市に勤務する若い世帯がアパートに越してくるケースも増えている。

2. 児童虐待防止連絡会設立理由と時期

児童虐待ケースや親の養育に問題のあるケースについて民生児童委員と学校の情報交換会を年1回開催。緊急に対応が必要なケースもあり、専門のネットワーク（連絡会）の設置を求められる。主任児童委員の育児相談事業ではケース会議を行うが、専門家によるアドバイスや相談者のストレスなどを考慮した上で緊急介入、児童の一時保護等、児童相談者や警察との連携が必要となり、平成14年に韮山町社協児童虐待防止連絡会を設置、平成15年度より家庭内の暴力が弱者を対象に連鎖する現状への対応としてDV防止事業も加わった。

3. 韮山町のネットワークの特徴

社会福祉協議会がコーディネートし、行政の縦割り部分（教育委員会、健康福祉、児童相談所、警察等）や地域で活動している民生児童委員、保護士等を結ぶ役割を取っている。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

代表者部会、実務者部会、ケース会議の3層構造にて実施。事務局は社会福祉協議会相談員が健康福祉課担当職員の協力を得て担う。

2) 構成メンバー

代表者会議は各組織、団体の管理職、代表者から構成。実務者会議は各組織、団体の担当者らにより構成。ケース会議はケースの担当者や関係者があつまりカンファレンスを行う。

3) 活動内容

- ①「代表者部会(全体会議)」

年2回程度開催され、児童虐待問題について地域での取り組みや課題等の報告を受ける。

②「実務者部会」

年2回程度開催され、事例に関する情報の共有及び研修活動、啓発活動等を行う。

③「ケース会議」

通告、相談を受けたケースについて、今後の処遇を検討する。事務局が招集し隨時開催されるが、ケース会議の要望やケースの状況変化についても事務局が把握し調整する。

5. ネットワークの効果

- ① 関係機関が定期的に集まることでケースの見直しをすることができる。
- ② 関係機関の対応が確認でき、そこでの課題や対応方法について情報交換ができる。それにより虐待事例での対応方法について技術向上を図ることができる。
- ③ 各機関の役割を明確にすることで、過度な対応や重複した対応を避けることができる。
- ④ 代表者部会を設置することで管理職レベルでも連携が深まり、活動の継続性が保てる。またネットワークにより責任の所在が分散化されがちになるが、代表者部会にてケース把握することで部署ごとのリスクの把握とその対処を明確にすることができます。
- ⑤ 社会福祉協議会が主体となることで、地域住民への啓発活動と民生委員児童委員及び関連機関への連絡調整をスムーズに展開することができる。（社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としてのミッションを持ち、相互関係をもつ地域のネットワーク作りのプロフェッショナルが存在すること）小規模な市町村についても行政が社会福祉協議会へ委託することで、地域のネットワーク作りから児童虐待防止への効果を上げることができる。

韮山町社協児童虐待、DV 防止及び子育て支援連絡会設置要綱

平成 16 年 7 月 5 日
要綱第 2 号

(設置)

第 1 条 韮山町における児童虐待、配偶者などからの暴力（以下「DV」という。）及び子育て支援等を検討するために、韮山町社協児童虐待、DV 防止及び子育て支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 連絡会は、韮山町の児童虐待防止、DV 防止及び子育て支援について必要な事項を調査し検討する。

(構成)

第 3 条 連絡会は、児童の教育、福祉等に関し優れた見識を有する者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

2 連絡会に、施設等代表者から構成される代表者部会と実務者から構成される実務者部会、ケースごとの担当者から構成されるケース会議を設置する。

(任期)

第 4 条 会員の任期は、委嘱の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

2 会員に任期途中で異動があったときは、新任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 この連絡会に、会長を 1 名置く。

2 会長は、社会福祉協議会長をもって充てる。

(会議)

第 6 条 連絡会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 連絡会の庶務は、社会福祉協議会において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他に関して必要な事項は連絡会で協議して決める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。